

平成14年度厚生労働省税制改正要望（評価書）

制 度 名	福利厚生費についての法人税課税上の現行取扱いの維持			
要 望 の 内 容	<p>福利厚生費に係る企業の支出については、勤労者福祉の維持向上の観点から、損金算入を認める取扱いである現行制度を維持すること。</p> <table border="1" data-bbox="890 600 1476 689"> <tr> <td data-bbox="890 600 1098 689">減税見込額 (平年度)</td> <td data-bbox="1102 600 1476 689">_____</td> </tr> </table>		減税見込額 (平年度)	_____
減税見込額 (平年度)	_____			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 勤労者の福利厚生への取り組みを促進する観点から、引き続き現行の取扱いを維持し、勤労者福祉の推進向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 勤労者の福利厚生の実現は、ゆとり、安心、活力ある勤労者生活の実現に極めて重要であり、その推進は国の関与が必要な公益性を有する施策である。このため、税制上の措置を講ずることにより福利厚生の実現を支援することが必要である。</p> <p>(3) 要望の適正性（公平性・優先性等） 福利厚生費の中には、法令上義務付けられ、あるいは奨励されているもの、事業運営上必要不可欠なもの（例：転勤者用の社宅の整備）等さまざまな性格のものがあり、これらについて一律に上限を設けて課税するとすると、政策目的の達成に重大な支障をきたすこととなりかねない。また、仮に課税する範囲を設けるとしても、課税すべきものの範囲とそうでないものの範囲を特定することは極めて難しい。このため、福利厚生費の損金算入を認める現行の取扱いを維持することが適当である。</p> <p>(4) 要望の効率性 現行制度は、事業主が福利厚生費の支出を行うことへのインセンティブを与えており、勤労者福祉の推進向上に大きな役割を果たしている。</p>			
政 策 の 達 成 目 標	引き続き、勤労者の福利厚生への事業主の取り組みを促進し、勤労者福祉の推進向上を図る。			
当 該 要 望 項 目 以 外 の 支 援 措 置				
担 当 課 名	（担当課）労働基準局勤労者生活部企画課			